

【神川町の国保】 第4回 医療費適正化のために

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

町では、税率の引き上げを実施するとともに、医療費が過度に増大しないように医療費適正化に取り組んでいます。医療費適正化のために重要な取組のひとつとしては、生活習慣病の予防対策があります。予防することで、通院しなければならない方が減少し、さらには重症化や合併症の発症を抑え、入院が必要となる方も結果として減ることになるからです。また、多剤服用による副作用の予防や重複投薬による残薬の解消など、医薬品の安全かつ有効な使用を推進することも重要です。そのほか、ジェネリック医薬品の使用促進は、患者負担の軽減と医療保険財政の効率化を図ることができます。

町の事業を利用して健康維持・疾病予防を行いましょ

町で実施する医療費適正化につながる事業をご紹介します。

町の死因1位は悪性新生物、次に心疾患、脳血管疾患となっています。これらは生活習慣が大きくかわる疾患です。また、糖尿病や高血圧症などの重症化しやすい生活習慣病の方が増えています。年に1度は特定健康診査とがん検診、または人間ドックを受診して、日常の生活習慣の改善、特に運動と栄養改善を図ることが重要です。ぜひ、町の事業をご利用ください。

| 事業名 | 内容 | 担当課所 |
|------------------------------|---|------------|
| 特定健康診査 | 40歳以上の国保・後期高齢者医療加入者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。問診、尿検査、身体測定、診察、血圧測定、血液検査、心電図が無料で受けられます。 | 保険健康課 |
| 特定保健指導 | 健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、メタボリックシンドロームの予防や生活習慣の見直し等を目的とした保健指導や栄養指導を実施します。 | 保険健康課 |
| がん検診 B・C型肝炎検診 骨粗しょう症検診 | 早期発見のための検診。大腸がん、結核・肺がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん、胃がんリスク、胃がん、骨粗しょう症、B・C型肝炎（過去に受けたことのない方）の検診が無料で受けられます。 | 保健センター |
| 歯科検診 | 歯科診察（口腔内の診察）とブラッシング指導を行います。 | 保健センター |
| 人間ドック・脳ドック 費用の助成 | 30歳以上の国保・後期高齢者医療加入者の人間ドック・脳ドック受診費用を助成します。 | 保険健康課 |
| 予防接種費用の助成 | インフルエンザや肺炎球菌の予防接種費用を一部助成します。 | 保健センター |
| 体操教室 | トレーナーによる運動教室を実施し、生活習慣を見直します。 | 保険健康課 |
| 毎日一万歩運動 | 活動量計を持って各自でウォーキング、そのデータを送信。体力測定も行い、生活習慣改善を後押しします。 | 保健センター |
| ウォーキング教室 | 歩き方のクセを知り、効果的なウォーキングの仕方などを学び、基本的な運動機会の確保に努めます。 | 保健センター |
| 週いち元気アップ体操 | 高齢者の体操教室を通じ、フレイル予防、介護予防を行います。 | 地域包括支援センター |
| 健康相談 | 健康に関する相談に応じ、町民の健康増進を図ります。 | 保健センター |
| ジェネリック医薬品 推奨 | 厚生労働省が先発医薬品と同等と認めて製造・販売されたジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。 | 保険健康課 |
| 医療費通知 | 医療費に対する理解と関心を高め、正しい受診や健康の大切さを認識していただくため、医療費通知を送付します。確定申告医療費控除の添付書類として使用できます。 | 保険健康課 |

消費者啓発参考情報 くらしの110番

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

突然訪問した業者が屋根や床下を点検！高額な修理工事を迫られた！

住宅の屋根や床下は見えにくい状況が把握しづらく、また、専門知識が必要なため、建築後年数が経って業者から指摘されると不安な気持ちになりがちです。修理の必要性や金額の根拠が明確でないまま高額な工事契約を結んでしまい、トラブルが発生しています。

訪問販売による契約では、法定書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフを通知することにより負担なく契約を解除できます。また、特に高齢者が狙われやすいので、家族や周囲の人の見守りや気づきでトラブルを未然に防ぐことも大切です。



【事例1】

近所の家で工事をしているという業者が、挨拶だと言って訪れた。その際、無料で床下を点検してくれるというので見てもらうと、カビの除去を勧められた。消毒作業代の6万円を支払い、作業が終了すると、「基礎の一部が割れていたのですぐに修理したほうがよい」と270万円の修理工事を勧められた。高額なので断ったが「180万円まで値引きする」などと長時間にわたって勧誘を受け、断り切れず契約してしまった。

【事例2】

見知らぬ業者が突然訪れ「お宅の屋根が壊れているのが見えた。点検させてほしい」と言った。私は高齢者で、自分では屋根を確認できないため了承した。業者は屋根に上り写真を撮って降りてくると、私に写真を見せながら「コーキングがはがれていて、壊れている箇所もある」と言った。家を建てた建築業者は既に廃業していて、どの事業者にも修理を依頼したらよいか分からず不安になった。業者に勧められるまま300万円で修理工事の契約を結ぼうとしたところ、その場に居合わせた息子に止められた。

【消費者へのアドバイス】

- ①業者から契約を迫られても即断せず、家族や周囲の人などに相談しましょう。
- ②高額な契約をするときは、同業他社から相見積もりを取り、比較検討しましょう。わからないことがある場合は、遠慮せず質問しましょう。
- ③工事の見積書や契約書は必ず作成してもらい、受け取りましょう。
- ④クーリング・オフ以外にも、勧誘方法や契約内容に問題があれば契約を取り消しできる場合があります。

■困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや)

埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

